

## 愛川町自動体外式除細動器(AED)貸出マニュアル

	申請者	愛川町（担当：消防防災課）
申請	<p>○所定の<b>自動体外式除細動器(AED)借用申請書</b>（消防防災課備え付けまたはホームページ）を入手する。</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <p>(1) 運転免許証の写し等申請者の身分を証明する書類</p> <p>(2) イベントの目的、会場、内容等が分かる書類</p> <p>(3) 普通救命講習の修了証又は貸出要件を満たす資格の免許証等の写しを添付して、消防防災課に提出する。</p> <p>※申請は貸出希望日の2週間前までとする。</p> <p>※貸出する団体等の決定は原則として申請書の受け付け順（電話等での予約は不可）とする。</p>	
承認・不承認		<p>●提出された申請書及び添付書類を審査し、<b>貸出承認・不承認通知書</b>を発行する。</p> <p>●AED貸出予定表に必要事項を記載する。</p>
貸出	<p>○貸出日に<b>貸出承認通知書</b>を持参の上、消防防災課窓口（消防庁舎3階）に出向き、AEDの動作確認及び付属品の確認後、AEDを借り受ける。</p> <p>（イベント期間中、善管注意義務を持って管理する）</p>	<p>●<b>貸出承認通知書</b>を確認後、AEDの動作確認及び付属品を確認の上、AEDを貸し出す。</p> <p>●AED貸出記録簿に必要事項を記載する。</p>
返却	<p>○貸出期間満了日までに消防防災課窓口にてAEDを持参し、借受したAEDの動作確認及び付属品の確認を受ける。</p> <p>※紛失・破損した場合は、状況により弁償対象となる。</p>	<p>●貸出したAEDの動作確認及び付属品の確認をする。</p> <p>※紛失・破損していた場合は状況を確認し、対応する。</p>

※AEDの申請・貸出・返却場所は、消防防災課窓口とし、取扱時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。